

初診の選定療養費について

初診時選定療養費は、1,540 円（消費税込）です。

初診に関する選定療養費制度は、健康保険法により『地域の医院・診療所』と『200床以上の病院』との機能分担を推進する為『初期の診療は医院・診療所で、高度・専門医療は病院で行う』事を目的に制定されました。

これにより、他の保険医療機関などからの紹介なしに200床以上の病院に直接来院された方には、初診料とは別に選定療養費をご負担いただきます。

- ・ 当院に初めて来院された方。
- ・ 今回の受診が今までの診療と同一の病名、同一の症状であっても任意に診療を中止して3ヶ月以上経過された方。
- ・ 今回申し込みをいただいた方で、以前に別の診療科を受診したことはあるが、現在通院していない方。

* ご不明な点は、お問い合わせ下さい。

社会医療法人社団 蛍水会

名戸ヶ谷病院 院長